

No	頁	項目	ご意見等	対応案
1	表紙	計画の名称	・キヤッチフレーズがあった方がよいのでは。	以下のとおり修正しました。 茨城県男女共同参画基本計画(第5次) <u>～誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会を目指して～</u>
2	1	第1章 I 計画の概要 1 計画策定の趣旨	・ダイバーシティ社会実現のための状況を修正	以下のとおり修正しました。 <u>また、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向け、令和元(2019)年7月に都道府県では初めてパートナーシップ宣誓制度※1を導入するとともに、宣誓者の転居時の負担を軽減するため、令和4(2022)年の都道府県間では初となる佐賀県との連携を皮切りに、これまで多くの自治体と連携を実現してきました。</u> <u>また、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる、いわゆるダイバーシティ社会の実現を図るために、ダイバーシティ推進センターにおいて、県民や企業経営者への意識啓発などを通じ、多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会の実現に取り組んでまいりました。</u>
3	1	第1章 I 計画の概要 1 計画策定の趣旨	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 <u>女性の有業率は大きく上昇傾向にあり、子育て世代での労働力率の低下幅も小さくなり、いわゆる女性の年齢階級労働力率を表すグラフの「M字カーブ」は以前に比べて浅くなっています。</u>
4	1	第1章 I 計画の概要 1 計画策定の趣旨	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 <u>しかしながら、地域における固定的な性別役割分担意識やジェンダー・ギャップはいまだ根強く残っており、とりわけ職業生活においては、働く女性が増える一方で、女性のは男性と異なり、年齢が上がるにつれて正規雇用比率が低下し、いわゆる「L字カーブ」となっております。正規雇用労働者としての就業継続に出産を契機に正規雇用比率が低下する課題があるほか、</u>

No	項目	ご意見等	対応案
5 2	第1章 I 計画の概要 1 計画策定の趣旨	・計画の構造として、人権を最初に持ってくるべきだと考える。現時点で、資料3の2ページの計画の目指す社会の(1)で人権が尊重される社会と出てくるが、本来は人権があつて、その下に男女共同参画があると思う。そうしないと、多様性や外国人等も考えていく際に、人権が上にあるとバランスを取りやすいが、人権を上に持ってこないと、それぞれで考えていかないといけないため、文章構成のところで考えていただきたい。そうすれば、企業の働き方で、平等でやるべきなのか、教育でなぜそこに教育にアプローチしなければいけないのか、DVの問題もそこに全部紐づけていくことができるので、大きな傘を一番上に置いて、そこから作っていただければと思う。	<p>以下のとおり<u>追加</u>しました。</p> <p>男女共同参画の推進にあたっては、日本国憲法が保障する「個人の尊厳」と「法の下の平等」、並びに世界人権宣言にうたわれる基本的人権の精神を基盤とし、性別による差別的取扱いを解消することが重要です。さらに、形式的な機会の平等にとどまらず、「生き方」や「働き方」を自由に選択し、自身のなりたい自分像に向かって近づいていける環境を整えることは、県民一人ひとりの幸福(well-being)の実現につながるものと考えます。</p>
6 2	第1章 I 計画の概要 1 計画策定の趣旨	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p><u>このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案し、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。</u></p> <p><u>このため、県では、誰もが個々の能力を発揮できる社会の実現を目指し、茨城県男女共同参画基本計画(第5次)～誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会を目指して～を策定します。</u></p>

No	頁	項目	ご意見等	対応案										
7	2	第1章 I 計画の概要 2 計画の目指す社会	・女性が輝く社会の実現などに、アマルティア・センのケイパビリティセオリー等の文言を加えていくといふと思う。つまり、機会を得ることにとどまらず、その機会が活用可能な状態にある社会にする。東京に対する憧れをより厳密にみると、東京で得られる機会とそれらの機会の活用可能性への憧れだと思う。 様々な研究で出ているが、経済力よりも、将来の可能性があるかが重要。そうした機会と機会の活用可能性に、顕著な性別の格差がある場合、女性は(自身の持つ機会とその活用可能性を犠牲にしてまで、茨城県に戻ることを)選ばなくなる。そのため、機会の活用可能性といった文言を用いて、より具体化する方針をしめしていければいいと思う。	以下のとおり修正しました。 (2) 男女一人ひとりが、個人として能力を <u>身につけられその能力を</u> 十分に発揮する機会が確保され、多様な生き方が選択できる社会										
8	3	第1章 I 計画の概要 3 計画の位置づけ	(パブリック・コメントの意見を反映)	男女共同参画社会基本法男女共同参画社会基本法、県の条例、女性活躍推進法の順に修正。										
9	3	第1章 I 計画の概要 3 計画の位置づけ	(女性活躍推進計画の位置づけを詳細に記載)	以下のとおり修正しました。 第2章 I (以下の部分に限る)及びII <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基本目標</td> <td>施策の方向性</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>1(1)(2)、2(1)、3(1)、4(1)(2)(3)、5(2)</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1(1)(3)、2、3(1)(2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">II</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1(1)(3)、2、3(1)(2)</td> </tr> </table>	基本目標	施策の方向性	I	1(1)(2)、2(1)、3(1)、4(1)(2)(3)、5(2)	II	1(1)(3)、2、3(1)(2)	II		1(1)(3)、2、3(1)(2)	
基本目標	施策の方向性													
I	1(1)(2)、2(1)、3(1)、4(1)(2)(3)、5(2)													
II	1(1)(3)、2、3(1)(2)													
II														
1(1)(3)、2、3(1)(2)														
10	5~	II 男女共同参画を取り巻く現状	II 男女共同参画を取り巻く現状に小見出しを追加	小見出しを追記しました。										
11	5	II 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	・高齢者人口の情報を追加	以下のとおり追加しました。 また、65歳以上の高齢者人口は2025年には約37万人(74%)増加し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。										

No	項目	ご意見等	対応案
12 6	II 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	<p>・男女の年齢階級別人口比は記載する必要があると思う。そうすると、高齢者の女性比率が高い事や高齢者女性の所得が低い問題も分かる。自治体にとって大きな課題だと思う。また、常住人口調査を使うのが適切か、住民基本台帳調査を使うのが適切かというところは、少し検討したほうがいいと思う。</p>	<p>以下のとおり追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の男女別人口は、59歳までは男性が多く、60歳以上の高齢世代では女性が多くなっています。人口性比(女性 100 人に対する男性の数)は、結婚出産適齢世代といわれる20代で119.9と最も大きく、30代でも117.0と男女の人口差が大きくなっています。その後も59 歳までは 100.0を上回っていますが、60歳以上では高齢になるにつれて女性の比率が急速に大きくなっています。</li> </ul> <p>※住民基本台帳人口の図表を追加</p>

No	頁	項目	ご意見等	対応案
13	7	II 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	・労働力確保については、大問題でデータを入れた方がいいと思う。20～34歳の男女の人口比を都道府県別にみると、男性の比率について本県が最も高い。女性の流出や労働力確保という問題からも、問題意識として記載してもいいと思う。	
14	7	II 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	・男女の人口比は深刻な問題。女性が茨城県に戻ってこなくなったのは、男女雇用機会均等法の施行以降の傾向で、本県は東京圏に近いところにあるため、転出後に戻つてくる動機はそこで1つ失われている。性別格差の志向が非常に強いところに、経済的に独立した女性がわざわざ戻つてくる理由はない。そういう意味では、雇用機会を確保していくのは非常に重要なアプローチで推進していくべき。また、固定的な性別役割分担意識を修正しない限り、出ていった女性が戻つてこない状況は、茨城県において、90年代くらいからずっと続いている、その結果、全国で下から何番目という状況。それを逆転させるのはかなり難しい状況なので、そのあたりのデータをしっかりと紐づいた文言を工夫する必要があると思う。	以下のとおり追加しました。 ・また、20～34歳の人口性比(女性 100 人に対する男性の数)を都道府県別にみると、本県は最も高い116.1となっており、女性の比率が低くなっています。この背景に、進学・就職等を機に若者が転出する一方、女性が本県に戻らないことがあります。若年世代の人口性比のアンバランスは、労働力の確保や未婚化・少子化に影響していることも考えられます。 ※令和7年度男女共同参画白書の図表を追加
15	8	II 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	・社会動態の状況について、統計データを修正	以下のとおり修正しました。 ・ <u>令和6(2024)年の社会動態は、7,341人の転入超過となりましたが、20歳代の女性は転出超過となっています。</u> ・ <u>令和 6(2024)年は、7,074人の社会増となっています。国内の都道府県間移動では6,040人の転出超過でしたが、国外移動では16,236人の転入超過です。</u> <u>国内の人口移動では、25道府県で転出超過数が拡大していますが、茨城県は最も拡大しており、転出超過数が前年に比べ4,177人増加しています。</u> <u>15～34歳の若年層の東京圏への流出が顕著です。転出超過数は8,885人、特に20歳代で多く、20～24歳では5,000人を超えており、男性の2,132人に対して女性は2,900人と、男性より女性の転出超過数が多くなっています。</u>

No	頁	項目	ご意見等	対応案
16	10	Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	・少子化には未婚の影響が大きいため、データを追加	以下のとおり修正しました。 ・ 本県のでも未婚化・晚婚化が進んでいます。平均初婚年齢は、男女とも上昇し、男性31.3歳、女性29.8歳と、男女ともに晚婚化が進んでいます ※50歳時未婚割合の推移の図表を追加
17	11	Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状 1 少子高齢化と人口減少社会	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ・ 本県が令和6(2024)年に実施したアンケート調査における、理想とする子どもの数は2.46人と高い水準を保っています。県民の理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差は0.41人となっています。
18	14	Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状 2 暮らし方や意識について	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ・ 令和6(2024)年度県民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合が71.6%(男性67.2%、女性75.8%)と、男性が女性よりも8.6%低くなっています。
19	16	Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状 2 暮らし方や意識について	・家事育児負担の男女差について、補強する資料を追加した方がいいと思う。	以下のとおり修正しました。 ・ 総務省の令和3(2021)年の調査によると、夫の家事・育児・介護等に携わる時間は、総務省の令和3(2021)年の調査によると、共働き世帯において51分、夫が有業で妻が無業の専業主婦世帯において55分と、どちらも妻が携わる時間(共働き世帯3時間59分、夫が有業で妻が無業の世帯6時間4分)と比較して非常に少なくなっています。 これに対して、共働き世帯の仕事・通勤時間は、夫(7時間51分)より妻(5時間18分)の方が2時間33分短くなっています。
20	18	Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状 3 働き方について	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ・ 令和6(2024)年度県民意識調査によると、就業継続意識が高くなっています。 女性が職業を持つことについての考え方は、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」が51.6%で最も高く、次いで、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が27.0%となっています。「子どもが生まれたらずっと子育てに専念する」の4.5%を大きく上回っています。 就業継続を支持する割合は、女性の方が男性よりも10%高くなっています。女性は、就業継続支持者の割合が、再就職と専業主婦支持者を合わせた者の2倍に達しています。
21	21	Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状 3 働き方について	・有業率と正規雇用比率について 文章を分割	以下のとおり修正しました。 ・ 総務省の「就業構造基本調査」によると、本県の女性の有業率は、結婚・出産期にあたる30代から40代前半を底とするM字カーブを描いていましたが、令和4(2022)年調査では、M字は解消しつつあり、20代から50代まで台形に近い形を描いています。正規雇用比率をみると、女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、男性は台形を描いている一方、女性は25～29歳をピークとし、年代が上がるとともに低下する、L字カーブを描いています。大きく上昇傾向にあり、子育て世代での労働力率の低下幅も小さくなっています。

No	頁	項目	ご意見等	対応案
22	22	II 男女共同参画を取り巻く現状 3 働き方について	(平仄修正)	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正規雇用比率をみると、女性は男性と比べて<b>正規雇用比率が低く、男性は台形を描いている一方、女性は25～29歳をピークとし、年代が上がるとともに低下する、U字カーブを描いています。結婚や出産を機に正規雇用比率が低下しています。</b></li> </ul>
23	26	基本目標 I 施策の方向性1 現状と課題	・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(R7.11.25閣議決定)を受けた修正	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが働きがいを実感できる、その能力を十分に發揮して活躍できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの実現や就労支援の充実、職場におけるハラスメント対策が求められています。</li> </ul>
24	26	基本目標 I 施策の方向性1 現状と課題	(平仄修正)	<p>以下の文言の位置を<b>修正</b>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフステージに応じて女性も男性も全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現に向けて取組を着実に推進することが必要です。</li> </ul>
25	26	基本目標 I 施策の方向性1 現状と課題	・柔軟な働き方に関するアンケートを追加	<p>以下のとおり<b>追加</b>しました。</p> <p>※柔軟な働き方の選択肢を増やす取組の導入状況</p>
26	27	基本目標 I 施策の方向性1 <主な取組>(1)	・働き方改革のための具体的な制度を入れた方が読み手がイメージできると思う。 ・意識の改革だけでなく行動の改革も必要なため、文言を追加した方がいいと思う。	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、<b>テレワーク制度、フレックスタイム制、時差出勤制度、短時間正社員制度など</b>県内優良事例の普及啓発や経営者の意識と行動の改革等に取り組みます。</li> </ul>
27	27	基本目標 I 施策の方向性1 <主な取組>(1)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<b>追加</b>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き方改革を促進するため、県が発注や委託をする事業における休日の確保等による就労環境の改善やICTの活用による生産性の向上等を推進するほか、従事者の安全及び健康の確保の<b>支援</b>に取り組みます。</li> </ul>
28	27	基本目標 I 施策の方向性1 現状と課題	・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(R7.11.25閣議決定)を受けた追加	<p>以下のとおり<b>追加</b>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントも含めたハラスメント対策の重要性について、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を行い、事業主による取組を一層推進します。</li> </ul>
	27	基本目標 I 施策の方向性2 <主な取組>(1)		

No	頁	項目	ご意見等	対応案
29	41	基本目標 I 施策の方向性7 <主な取組>(1)	・ボランティア確保のみならずボランティア団体との連携協力体制の構築が必要と考える。	以下のとおり修正しました。 ○ 放課後の児童の安心・安全な居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や放課後子供教室の実施を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上と地域ボランティアの確保やボランティア団体との連携協力体制の構築の支援に取り組みます。
	44	基本目標 II 施策の方向性2 <主な取組>(1)		
30	27	基本目標 I 施策の方向性1 <主な取組>(1)		
	27	基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	・育児や介護など様々な制約を持つ人が活躍するためには、多様な働き方のみならず、同一労働同一賃金など公正な処遇が必要であると考える。	以下のとおり修正しました。 ○ 育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方と公正な処遇が可能となる労働・社会環境づくりを促進するとともに、男性の家事や育児への参画を促進します。
	41	基本目標 I 施策の方向性7 <主な取組>(1)		
31	27	基本目標 I 施策の方向性2 <現状と課題>	(ジェンダー・ギャップ指数の分野別順位を追記)	以下のとおり修正しました。 日本は調査対象国148か国中総合順位で118位でした。分野別に見ると政治分野が125位、経済分野は112位、その中で議員や管理職等にしめる女性の割合がもっとも低く127位、いずれの指標でも女性活躍推進法が策定された2015年よりも順位が下がっています。 ※図表に分野ごとの順位を追記
32	27	基本目標 I 施策の方向性2 <現状と課題>	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 県のにおいても、第4次男女共同参画基本計画策定後、政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、未だ不十分な分野も存在しています。

No	頁	項目	ご意見等	対応案
33	28	基本目標 I 施策の方向性2 <現状と課題>	<p>・固定的な性別役割分担の意識だけでなく行動の解消も重要だと思う。</p>	
	30	基本目標 I 施策の方向性2 <主な取組>(1)		
	32	基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)		
	39	基本目標 I 施策の方向性6 <主な取組>(2)		<p>以下のとおり修正しました。（平仄修正を含む）</p> <p>○ 性別による固定的な性別役割分担意識とこれを背景にした行動の解消</p>
	43	基本目標 II 施策の方向性1 <主な取組>(1)		
	46	基本目標 II 施策の方向性3 <主な取組>(1)		
34	30	基本目標 I 施策の方向性2 <主な取組>(1)	<p>・情報を発信する対象者を記載することで、若年女性の流出防止、30-50代のUターン促進に効果的だと思う。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>○ 女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、政策方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性人材や女性リーダーの育成に取り組むほか、女性ロールモデルなどの情報を収集し学生からシニアまで幅広い年齢層に向けて発信します。</p>
35	30	基本目標 I 施策の方向性3の 名称	(国計画の変更に伴う修正)	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>女性の所得向上の実現と経済的自立の実現に向けた環境の整備</p>

No	項目	ご意見等	対応案
36	30 基本目標 I 施策の方向性3 <現状と課題>	・基本目標 I の施策の方向性3であれば「女性の所得向上と経済的自立の実現」というのは、非正規の問題等でもあるが、所得格差の是正、同一労働同一賃金と書くだけでも、両方のことができると思う。所得向上をどう図るかという時に、女性の賃金を向上するだけでなく、労働というものに対しての賃金、賃金というものと労働というものの問題をもっと包括的にとらえていく、そういう形で文言化していくことができれば、なお、良くなると思う。	<p>以下のとおり追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的意義もありますが、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが高齢期を含めた女性の貧困や男女間の待遇面の格差の一因になっているとの問題もあります。 ※男女別年齢階級別非正規の職員・従業員の割合の図表を追加</li> <li>○ 高齢期も含めた所得向上・経済的自立に向け、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金の実現は重要です。</li> </ul>
37	30 基本目標 I 施策の方向性3 <現状と課題>	(平仄修正)	<p>以下のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業を継続していく上で、職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不當に傷つける等の人権に関わる許されない行為であるだけではなく、労働者の能力の発揮の妨げにもなります。</li> </ul>
38	31 基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	・施策の方向性3の主な取組で「女性が輝く社会の実現」となっており、男女平等と謳っているのにここだけ女性活躍が優先されているため、性別に関わらない表現がいいと思う。	施策の方向性3の課題が女性の所得向上、経済的自立のため、現状のままとさせていただきます。
39	31 基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	(女性活躍推進関連事業を追加)	<p>以下のとおり追加(再掲)しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識と行動の改革等に取り組みます。</li> </ul>
40	31 基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	(女性活躍推進関連事業を追加)	<p>以下のとおり追加(再掲)しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが仕事と家庭を両立しやすい労働環境のもと、共育てや共働きを支援するため、県民や県内の企業や団体等への働きかけや優良事例の横展開により、多様で柔軟な働き方を推進します。</li> </ul>
41	32 基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	(女性活躍推進関連事業を追加)	<p>以下のとおり追加(再掲)しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事や育児への参画を促進します。</li> </ul>

No	頁	項目	ご意見等	対応案
42	32	基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>女性のキャリア形成を支援するため、<u>働きやすい環境を整備し、女性の登用に積極的に取り組む企業を表彰のうえ、県内に広く発信するとともに、家族や職場等での悩みに関する女性のための総合相談窓口を設置します。</u></p>
43	32	基本目標 I 施策の方向性3 <主な取組>(1)	(女性活躍推進関連事業を追加)	<p>以下のとおり<u>追加(再掲)</u>しました。</p> <p>○ 女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、政策方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性人材や女性リーダーの育成に取り組むほか、女性ロールモデルなどの情報を収集し学生からシニアまで幅広い年齢層に向けて・発信します。</p>
44	33	基本目標 I 施策の方向性4 現状と課題	・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(R7.11.25閣議決定)を受けた追加	<p>以下のとおり<u>追加</u>しました。</p> <p>○ 性差の影響による健康上の課題は女性の就労への影響が大きく、昇進や管理職になることを断念するなどのキャリア形成への妨げにもなっているため、女性が職業生活を営む中で自らの個性と能力を十分に発揮できるようにするためにには、職場において女性の健康上の特性への理解を深めることが必要です。</p>
45	33	基本目標 I 施策の方向性4 現状と課題	(平仄修正)	<p>以下の文言の位置を修正しました。</p> <p>○ <u>医療の質を確保し、患者に必要な医療を安全かつ継続的に提供するためには、女性医師が継続的に活躍できるようになります。</u>医学部生の約4割を女性が占めるなど、近年、女性医師の割合が高まっていますが、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があります。</p>
46	34	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(1)	・「生きる力」をはぐくむ教育の推進」は、文部科学省の定義と異なるため、文言を変更した方がいいのでは。	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p><u>(1)「生きる力」をはぐくむ教育の推進学童期からの健康教育の推進</u> ※国計画(p44)から引用</p>
47	34	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(1)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>○ 月経など体のしぐみや、エイズ・性感染症や薬物等に関する正しい知識<u>を持った人財を育成するの習得</u>のため、児童生徒を対象とした講演会や各種防止教室の開催等により、健康教育を推進します。</p>
48	34	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(2)	・取組に合わせた名称の変更	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p><u>(2) 結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり</u></p>
49	35	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(2)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(R7.11.25閣議決定)を受けた追加	<p>以下のとおり<u>追加</u>しました。</p> <p>○ 女性が働きやすい職場環境を整備するため、女性の健康上の特性について理解を深められるよう、周知・啓発に取り組みます。</p>

No	頁	項目	ご意見等	対応案
50	35	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(4)	・取組に合わせた名称の変更	以下のとおり修正しました。 (4) 医療人材確保対策医療分野における働きやすい環境づくり
51	35	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(4)	・医師の働き方改革の新制度が開始されたため、医師が仕事と育児を両立できる環境は当たり前であり、魅力ある環境ではないことから、文言を変更した方がいいのでは。	以下のとおり修正しました。 ○ 医師が健康を確保しながら仕事と育児等を両立できるようにするため、医師の働き方改革を進めるなど、魅力ある環境づくりを推進します。 ○ 医師の働き方改革を進めることなどにより、健康を確保しながら、仕事と育児等を両立できる環境づくりを推進します。
52	35	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(4)	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ○ 看護職員の確保や定着を図るため、看護師等修学資金の活用に加えて、定着促進コーディネーターの派遣による指導助言などにより、魅力ある職場環境づくりを支援するとともに、質の向上のため、専門性の高い看護師の育成を推進します。 ○ 出産、育児等による看護職員の離職を防止するため、病院内保育所の運営支援や、定着促進コーディネーターの派遣による指導助言などにより、働き続けられる職場づくりを支援します。
53	35	基本目標 I 施策の方向性4 <主な取組>(4)	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ○ 薬剤師の確保や定着を図るため、奨学金返済支援及び薬学生修学資金貸与制度等により、病院薬剤師の養成や確保を支援するとともに、薬剤師を目指す人材の育成に取り組みます。 ○ 子育て等により離職した看護職員の就職の相談やあっせんや、未就業の看護職員や薬剤師に対する復職に必要な知識・技術を習得するための研修会の実施など、再就業の促進に取り組みます。
54	37	基本目標 I 施策の方向性5 <主な取組>(1)	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ○ 子どもや保護者の情報モラルやICTリテラシー(パソコン、携帯電話などICTメディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む考え方)を身に付けた人財を育成するの向上のため、インターネットの安全な使い方や電子機器利用に関する家庭でのルールづくりについて学ぶ機会を提供します。
55	39	基本目標 I 施策の方向性6 <主な取組>(3)		以下のとおり修正しました。 ○ 将来の社会を牽引する科学技術人財を育成するため、小中学生の科学への興味関心を高める探究的な活動を重視した理数教育や、「スーパーサイエンスハイスクール」指定校等における先進的な教育活動を推進します。
56	37	基本目標 I 施策の方向性5 <主な取組>(2)	(平仄修正)	以下のとおり修正しました。 ○ 将来の社会を牽引する科学技術人財を育成するため、小中学生の科学への興味関心を高める探究的な活動を重視した理数教育や、「スーパーサイエンスハイスクール」指定校等における先進的な教育活動を推進します。

No	頁	項目	ご意見等	対応案
57	40	基本目標 I 施策の方向性6 <主な取組>(2)	・生命の安全教育について、幼い頃から育てていかないと性暴力を防ぐことが難しいし、受け入れないといけないと誤解してしまうため、追加していただきたい。	以下のとおり <u>追加</u> しました。 ○ エイズ・性感染症や薬物、データDVに関する正しい知識の習得のため、児童生徒を対象とした「生命(いのち)の安全教育」などの講演会や各種防止教室の開催等により、健康教育を推進します。
58	40	基本目標 I 施策の方向性7の名称	・施策の方向性の名称「多様性を尊重する環境の整備」と主な取組の内容が一致していないため、名称を変更した方がいいのでは。	以下のとおり <u>修正</u> しました。 男女共同参画の視点に立った貧困 <u>等</u> 生活上の困難に対する支援と <u>多様性を尊重する誰もが安心して暮らせる環境の整備</u>
59	40	基本目標 I 施策の方向性7 <現状と課題>	・女性が貧困等生活上の困難にある現状を示すため、文言を全体的に整理。	以下のとおり修正しました。 ○ 既に超高齢社会を迎え、今後も高齢者人口の増加が続くことが見込まれる中、令和12(2030)年には <u>単独世帯が全体の4割を超えると推計されるなど、「世帯の単独化」が同時に進行しています。</u> ○ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境の整備や、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアーの問題にも引き続き取り組む必要があります。また、子どもの貧困対策や孤独・孤立対策等を総合的に講じていくことにより、若年層を含め、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援を行うことが重要です。 ○ 性的マイナリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱えることがあります。 ○ 一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現が求められています。 ○ 経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすく、中でもひとり親世帯の女性は男性に比べ、非正規の割合が高く、収入も低い状況にあります。ひとり親世帯の親子が安心して生活できる環境が求められております。 ○ 超高齢社会を迎えるとともに、令和2(2020)年には単独世帯が全体の3割を超えるなど「世帯の単独化」が同時に進行しています。性別でみると、65歳以上の一人暮らしは、女性が約7.6万人、男性が約4.9万人と、女性が大きく上回っています。また、高齢者の貧困率は、女性が22.8%で男性が16.4%となっており、女性の方が高い水準にあります。 ○ 障害があること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした生きづらさを抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識が相まって、女性は更に複合的な困難を抱えることがあります。 ○ これらのことと踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援を行うことにより、全ての女性が安全に安心して暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。
60	41	基本目標 I 施策の方向性7 <主な取組>(1)	(平仄修正)	以下のとおり <u>修正</u> しました。 ○ 子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭を支援するため、相談体制や保育サービスの充実、学びなおし等による保護者の就労支援、無利子又は低利貸し付けや医療費助成制度 <u>(マル福)</u> 等の経済的支援の充実に取り組みます。

No	頁	項目	ご意見等	対応案
61	42	基本目標 I 施策の方向性7 <主な取組>(2)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>○ 子どもの権利が守られ、その将来が生育環境に左右されることのないよう、教育・学習支援、生活支援、就労支援及び経済的支援や居場所の提供に重点的に取り組みます。</p>
62	42	基本目標 I 施策の方向性7 <主な取組>(3)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>日本語に不慣れな外国人も安心して暮らせる<u>上う環境を整備するため、県国際交流協会と連携し、IBARAKIネイティブコミュニケーションセンター制度の推進や専門家による相談会の実施多言語による相談対応</u>等により、母語による相談・支援体制のさらなる充実に取り組みます。</p>
63	43	基本目標 I 施策の方向性8 <主な取組>(1)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>○ 女性や子ども<u>などを含む</u>全ての避難者が健康を維持し、安全安心に避難生活を送れるよう、市町村と連携しながら、避難所運営の更なる改善や災害用物資の計画的な備蓄など、避難所における良好な生活環境の確保に取り組みます。</p>
64	43	基本目標 II 施策の方向性1 <主な取組>(1)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>○ 移住や二地域居住など<u>関係人口の創出</u>を促進するため、市町村と<u>綿密な連携しのうえ</u>、移住者の等に対する的確な受入環境の整備等や<u>移住希望者と地域がとの継続的なつながりを持つ機会の提供など</u>に取り組みます。</p>
65	43	基本目標 II 施策の方向性1 <主な取組>(1)	<p>・基本目標IIの施策の方向性3で「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」が記載されているのは非常に大きな一步と感じる。ただし、そこでの意識改革と理解の促進を具体化する文言が記載されていないところが気になった。</p>	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>○ 男女共同参画社会を実現するため、<u>男女共同参画やアンコンシャス・バイアスに関する講演会、出前講座等を通じた</u>県民への意識啓発、経営者の意識改革等、固定的な性別役割分担意識とこれを背景にした行動の解消に取り組みます。</p>
66	46	基本目標 II 施策の方向性3 <主な取組>(1)	<p>・共同参画社会の実現に向けた課題を我が事として認識するために、男性、女性、高齢者等その社会の構成員に伝える取組を組み入れるべきと思う。</p>	
66	43	基本目標 II 施策の方向性1 <主な取組>(2)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<u>修正</u>しました。</p> <p>○ <u>多様化する</u>地域の課題に対応するため、県民、企業、自治会、NPO、行政等が連携、<u>協力・協働</u>し、自助、共助及び公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進します。</p>

No	頁	項目	ご意見等	対応案
67	43	基本目標Ⅱ 施策の方向性1 <主な取組>(2)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <p>○ <b>主体性を持ち</b>地域課題の解決に貢献できる若い人財を育成するため、必要な能力を習得する機会と場を提供することにより、若者が主体的に取り組む地域活動の場やネットワークづくりを<b>支援するとともに、学校での主権者教育を推進</b>します。</p>
68	44	基本目標Ⅱ 施策の方向性1 <主な取組>(4)	・JAが弱く、女性たちがバラバラに農業に従事している事を聞いていたため、女性のネットワークづくりも重要と考える。	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <p>○ 地域の役員や農業委員など政策・方針決定過程へ参画する女性リーダーの確保を働きかけるとともに、セミナーなどを通して女性人材の育成<b>やネットワークづくり</b>に取り組みます。</p>
69	44	基本目標Ⅱ 施策の方向性2 <主な取組>(1)	・年間を通していつでも待機児童ゼロを維持する必要があるため、文言を追加していただきたい。(平仄修正も含む)	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <p>○ 働く親を支援するため、<b>地域の実情に応じた</b>認定こども園<b>等の整備</b>や小規模保育事業、<b>こども誰でも通園制度等による受け皿の拡大</b>により、<b>年間を通して</b>待機児童ゼロの水準を維持するとともに、医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童の受け入れ環境づくりなど多様な幼児教育や保育のニーズへの対応に取り組みます。</p>
70	45	基本目標Ⅱ 施策の方向性2 <主な取組>(2)	・取組を追加	<p>以下のとおり<b>追加</b>しました。</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進します。</p>
71	45	基本目標Ⅱ 施策の方向性3 <現状と課題>	・男女共同参画の視点が入った説明文になっていないとまずいと思う。例えば、アンコンシャス・バイアスと記載されているが、男女共同参画の観点から、アンコンシャス・バイアスがまずいということを具体的に書いた方が読む人たちがイメージできるし、企業や自治体も何をしたらいいか見えると思う。	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <p>○ 背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。<b>働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっています。</b></p>
72	46	基本目標Ⅱ 施策の方向性3 <主な取組>(1)	・取組を追加	<p>以下のとおり<b>追加</b>しました。</p> <p>○ 性的マイノリティの方が安心して生活できる社会の実現のため、相談窓口の設置やパートナーシップ宣誓制度の利便性の拡大を図るとともに、県民等の理解を深める啓発活動などに取り組みます。</p>
73	46	基本目標Ⅱ 施策の方向性3 <主な取組>(1)	(平仄修正)	<p>以下のとおり<b>修正</b>しました。</p> <p>○ 自己と他者の大切さを認め、行動につなげることができる<b>児童生徒の育成の人権尊重の精神を育む</b>ため、学校教育と社会教育の両面から、<b>人権尊重の精神を育む</b>人権教育を推進します。</p>

No	頁	項目	ご意見等	対応案
74	47	Ⅱ 推進体制と進行管理 1 県の推進体制の充実	(平仄修正)	以下のとおり <b>修正</b> しました。 (3) いばらき女性活躍・働き方応援協議会の運営 国、県、 <u>市町村</u> 、経済団体、労働者団体により構成する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を中心に、働く女性が活躍できる社会の実現に向けた取組を官民連携のもと実施します。
75	47	Ⅱ 推進体制と進行管理 1 県の推進体制の充実	・男女共同参画推進員については、「2 連携の強化」に包含	以下のとおり <b>削除</b> しました。 (5) 茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進 県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し、広報活動や地域情報の収集・提供、相談窓口の紹介などの情報提供、男女共同参画の推進に資する地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。
76	48	Ⅱ 推進体制と進行管理 1 県の推進体制の充実	・情報提供の目的を明確化とともに、文言を修正	以下のとおり <b>修正</b> しました。 <u>(76) 男女共同参画に関する情報の収集と提供広報活動及び、意識や実態の調査研究の実施</u> <u>男女共同参画を効果的に推進していくため、国や他の地方公共団体の取組、事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を実施するとともに、県民の意識や実態を把握するための調査を定期的に実施します。</u>
77	48	Ⅱ 推進体制と進行管理 2 連携の強化	(平仄修正)	以下のとおり <b>修正</b> しました。 県民、事業者、関係団体、 <u>NPO</u> 、国、市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
78	全体	全体	・機会の拡大、機会の保障、福祉の3つの観点から、男女共同参画社会の施策を分類することで比較的分かりやすく整理できるのではないかと思う。	主な取組の中の○の並びを福祉、機会の保障、機会の拡大の順に並べました。